

※ 公聴会開催記録（土地収用法施行規則第12条に基づく記録）から、個人情報等を削除したものを公表版として作成しています。

1 案件の内容

起業者 三田市

事業の種類 三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業
並びにこれに伴う附帯工事（兵庫県神戸市北区長尾町宅原字蓮花寺、字岡下、
字曲リ、字曲リ上及び字谷口地内）

2 公聴会の期日及び場所

期 日 令和8年8月25日（火曜日）14時00分～16時43分

場 所 神戸市北区藤原台中町1-3-1
北神区文化センター大ホール（ありまホール）

3 出席した公述人等の氏名及び住所

三田市けやき台3-1-1	三田市医療政策部長	奥原 高
同	三田市医療政策部新病院整備課長	波多野 克定
同	三田市医療政策部新病院整備課副課長	坂口 憲太
同	三田市医療政策部主幹	深堀 将広
三田市大原〇〇	〇〇	〇〇
神戸市北区藤原台北町〇〇	〇〇	〇〇
神戸市北区藤原台北町〇〇	〇〇	〇〇
神戸市北区有野中町〇〇	〇〇	〇〇
神戸市北区八多町西畑〇〇	〇〇	〇〇
神戸市北区藤原台北町〇〇	〇〇	〇〇
神戸市北区鹿の子台北町〇〇	〇〇	〇〇
神戸市北区藤原台北町〇〇	〇〇	〇〇
神戸市長田区高取山町〇〇	〇〇	〇〇
西宮市北六甲台〇〇	〇〇	〇〇
西宮市山口町上山口〇〇	〇〇	〇〇

4 公述人等の意見又は答弁の要旨

別紙のとおり

5 その他公聴会の経過に関する事項

参加人数62名（起業者12名、公述人11名、傍聴人39名）

(別紙)

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業並びにこれに伴う附帯工事（兵庫県神戸市北区長尾町宅原字蓮花寺、字岡下、字曲り、字曲り上及び字谷口地内）の事業認定に係る公聴会の記録
(公表版)

日時 令和8年8月25日（火曜日）14時00分～16時43分

場所 神戸市北区藤原台中町1－3－1
北神区文化センター 大ホール（ありまホール）

令和 8 年 8 月 25 日（火曜日）14 時 00 分 開会

○議長

失礼します。定刻になりましたので、ただいまから三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業並びにこれに伴う附帯工事に関する事業認定申請に係る公聴会を開催いたします。私今日の議長を務めます、兵庫県土木部用地課長の大植と申します。どうぞよろしくお願いいたします。円滑な議事進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは着座にて説明させていただきます。

本公聴会は土地収用法第23条第1項の規定に基づき、令和8年6月30日付で、起業者である三田市から申請がありました事業認定に関して、公聴会を開催すべき旨の請求があったことに伴い開催するものです。今後、当該申請にかかる事業認定の判断を行うにあたり、事業認定庁としてご意見をお聞きするということを目的として開催しており、本公聴会においてなんらかの結論を出すというものではございません。

本公聴会の注意事項を申し上げます。本公聴会では、指名された方以外の発言はお控えいただくことになります。お守りいただけない場合には、ご注意申し上げたり、あるいは退出をお願いするといったこともございますので、ご留意をお願いいたします。その他、詳細な注意事項につきましては、会場受付にてお配りいたしました整理券・傍聴券の裏面に記載しておりますので、ご一読いただきますようお願いいたします。また、携帯電話等につきましては、電源をお切りになるかマナーモードに設定済みかを再度ご確認ください。通話等はご遠慮くださいますようお願いいたします。なお、入退場は自由となっておりますが、再入場される場合には、出入口で整理券・傍聴券を提示していただくことになりますので、整理券・傍聴券は紛失なされないようご注意ください。お帰りになる際は、お手持ちの整理券・傍聴券を会場出入口にあります回収箱にお返しいただきますようお願いいたします。

なお、本公聴会では記録作成のため録音・撮影をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。それでは最初に、本件事業の起業者から意見陳述の申し出がありましたので、公述をしていただきます。起業者の三田市は、公述席をお願いいたします。

公述の持ち時間は30分となっております。終了時刻の3分前になりましたらベルを一度、終了時刻になりましたらベルを二度鳴らします。時間内に終了するようお願いいたします。それでは公述をお願いいたします。

○起業者（三田市）

失礼いたします。三田市医療政策部長の奥原でございます。私の方から三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業並びにこれに伴う附帯工事につきまして、ご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず資料の1ページ目でございます。大きな項目の1つ目で、事業の背景ということでございます。現病院の概要でございますが、まず三田市民病院につきましては、平成7年に現在の場所、三田市けやき台に開院いたしまして、それ以来、救急医療を中心とする急性期医療に重点をおき、市内の急性期医療の最後の砦として、三田市民の命を守る役割を担ってまいりました。病床数につきましては300床で、うちHCUが7床でございます。診療科数は20診療科があり、年間の延べ入院患者数が7万6,501人、年間延べ外来患者数が14万4,448人となっております。

次に、済生会兵庫県病院でございますが、こちらは平成3年に現在の場所、神戸市北区藤原台に開院いたしまして、それ以来、救急医療・小児医療・周産期医療への取り組みに重点を置き、地域の中核病院として地域の住民の皆様の命を守る役割を担ってまいりました。また、神戸市域唯一の地域周産期母子医療センターの指定機関といたしまして、地域を超えた重要な役

割を果たしてきております。病床数につきましては268床でございまして、うちNICUが9床、地域包括ケア病床が46床でございます。また、診療科数は22診療科、年間の延べ入院患者数が7万5,228人、年間の延べ外来患者数は12万9,567人となっております。

次に、スライド移りまして、現病院の課題でございます。こちら2つの項目がございまして、1つ目が施設設備の老朽化でございます。三田市民病院については建設から31年、済生会兵庫県病院については建設から35年が経過してございます。いずれも今後、安定した急性期医療を提供していくためには、両病院とも大規模改修または建替えを要する時期に差しかかってございます。また、2つ目の医師の確保の問題でございます。こちらは2点ございまして、新専門医制度への対応、こちらについては、専門医を目指す若い医師の研修は、数多くの症例、経験豊富な指導医からの指導が受けられることが条件でございます。こうした一定以上の規模・機能を有する基幹病院でなければ、こういった研修の実施が不可能となっております。現在の両病院の機能のままでは若手医師の確保は非常に困難になっています。

次に2点目でございますが、医師の働き方改革への対応でございます。働き方改革関連法に伴いまして、労働時間の短縮の取り組みが進んでございます。そうした中で、救急医療を含む急性期医療を維持するためには、医師の増員が不可欠となっております。そうした中、やはり高い診療機能や教育・研修機能を持つ魅力ある病院でなければ、やはり医師の増員が困難となっております。そうしたことから、結果として急性期医療が担えなくなってくると、そういった課題がございます。

スライド一つ移りまして、新病院整備の必要性でございます。今後、両病院が単独で急性期医療を維持していくことは、先ほど申し上げました課題から非常に困難な状況となっております。そうしたことから、将来にわたって地域医療を安定的に確保するためには、一定規模以上の基幹病院として再編・統合し、安定した医療提供体制を構築していくことが必要となっております。こうしたことから、新病院を整備し、三田・北神の急性期医療の充実を図っていくということでございます。この図の下のところには新病院のイメージ図をお示ししておりますが、統合による効果としては4点ございます。医師・医療スタッフの充実、診療機能の集約と強化、医療の質と安全性の向上、救急医療の充実、こうした効果が期待できるものでございます。また、新病院の役割といたしましては、三田北神の急性期医療の中核を担うということ、さらに高度専門医療の充実、周産期小児医療の充実、救急医療体制の強化と、こういった役割が期待されるところでございます。

続きまして、次のスライドでございます。これまでの経過ということでございます。令和3年から4年に北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会を設置いたしました。そうした中で、北神三田の現状と課題、将来の医療需要を踏まえた急性期医療の確保方策につきまして、専門的な見地および市民の立場から検討を行っていただき、結論といたしまして、急性期医療を将来にわたり提供していくためには、再編統合が最も望ましく、設置場所は両病院の中間地点が望ましいと、こういった報告をいただいたところでございます。これを受けまして、令和4年6月、急性期医療を確保するための基本方針を策定してございます。さらに、これを受けまして、同年の12月、基本構想を策定し、新病院の基本的な事項を示したところでございます。これに基づき、令和7年2月には基本計画を策定し、この令和8年4月、新病院の基本設計を策定・公表したところでございます。

続きまして、次のスライドでございます。候補地の絞り込みということでございますが、先ほどございました検討委員会からの報告を受けまして、その条件に照らし、両病院の中間地点、それから交通機関、災害リスクといった観点から、3か所の候補地を選定してございます。具体的な選定条件は4つ挙げておりますが、1つ目が、両病院の中間地点で事業に必要な一団の土地の確保ができること。それから2つ目が、救急搬送への円滑な対応が可能であること。3

つ目が、通院の利便性、それから主要幹線道路とのアクセス性がよいこと。それから最後に4点目が、自然災害の可能性が低く、療養環境に適していること、こういったことから、A・B・Cと3か所の候補地を選定してございます。

続きまして、次のスライドでございしますが、この3つの候補地の中から起業地の選定をしたというところでございしますが、4点挙げております。まず1つ目のポイントが、社会的条件としての交通条件ということでございます。こちら最寄り駅からのアクセス、公共交通の通行の便がよいこと、それから、主要幹線道路、この場合北神中央線それから市道に面しております、通院アクセスや救急搬送が円滑に対応できること、まずこれが1点目でございます。それから2点目が、環境条件として、自然災害の影響を受ける可能性は低いこと、それから日照・療養環境が良好であること、これが2点目でございます。それから3点目が、建設工事・造成工事といった技術的条件でございます。まず1点目は、土工バランスがよく効率よく造成工事が実施できること、それから2つ目が主要幹線道路に面し、工事用車両の搬出入が容易であるため、施工時の現道交通に与える影響が小さいということ。最後に4点目でございますが、経済的条件といたしまして、用地費や補償費、工事費とこういった部分での経済的合理性に優れていると、こういったことから、神戸市北区長尾町宅原地内のこちらを候補地としたものでございます。

続きまして、またスライド移ります。施設計画の概要ということでございます。こちら大きな項目を3つ挙げておりますが、1つ目が敷地の概要でございます。まず土地の区域でございますけれども、先ほど申し上げました神戸市北区長尾町宅原字蓮花寺、字岡下、字曲りのこちらになってございます。次に事業地の面積が69,353㎡、区域区分といたしましては、市街化調整区域でございます。また、その中に一部農用地区域、それから人と自然との共生ゾーンの指定を受けた区域がございます。あと、建蔽率・容積率は、60%の100%とこのようになっております。

次に、2つ目の項目が、周辺道路整備でございます。こちら敷地のほうが、北側が市道宅原線、東側が市道長尾宅原10号線、西側が市道北神中央線に面してございます。それぞれ整備計画がございしますが、後ほど詳細図をご覧くださいながらご説明いたします。

最後に3つ目の項目が、施設の概要でございます。主な用途は病院でございます。それから建築面積が10,710㎡、延床面積が40,789㎡となっています。建物の高さは29メートル、階数は地上6階建てで、鉄骨造の免震構造でございます。あと駐車場につきましては1,260台、駐輪場が125台を整備するという計画でございます。その他、附属建物といたしまして、院内保育所と設備棟がございます。あと附帯するものといたしまして、調整池として、敷地の北側駐車場の地下に、規模としまして20メートル×50メートルで深さ3.5メートル、貯水量が2,000トンの調整池を整備する計画としております。こちらの放流先は北側にあります鹿の子川としております。あと、緑地広場とビオトープと書かれておりますが、まず緑地広場につきましては起業地の南側に整備する計画としております。それから、ビオトープにつきましては、南側にあります残地森林の東側林縁部、こちらに整備する計画としております。

続きまして、図面の方でございしますが、施設配置図でございます。まず、皆様方からみていただきまして右側こちらが南側となっております、左側の方が北側を指しております。まず南側からでございますが、こちらが保存森林ということで、もともとございます森林の一部を保存する形としてございます。それからすぐその横に、職員用の駐車場ということで721台の整備を計画してございます。この駐車場の真ん中辺に四角で囲っておりますが、こちらは災害時の臨時ヘリポートということで、合わせて整備を計画してございます。あと、敷地の中ほどからやや北側に病院の本棟を建てまして、そのすぐ面した北側にロータリーを整備する計画としております。そして敷地の一番北側には患者様の駐車場ということで495台相当でございます。

また、この敷地を取り巻く道路でございますが、一番敷地の北側に面した市道宅原線、こちらにつきましては現在センターラインのない6メートル程度の市道でございますが、こちらは12.5メートルに拡幅したうえ、敷地側のほうに2.5メートルの歩道し、また、北神中央線と交差する流入部には、右折レーンとして60メートルの右折レーンを整備する計画としてございます。また、敷地の西側に面する北神中央線、太い幹線道路でございますが、こちらの一番北側、長尾南交差点で宅原線と交差する部分でございますが、こちらには現在宅原線に延びる30メートルの右折レーンがございます。こちらは今回拡幅整備する中で、165メートルに滞留長を延伸する計画としております。また、この北神中央線の一番南側の交差点、交番前の交差点でございますが、こちらは西側のほうのアウトレットに向かっての右折レーンが30メートルございますけれども、こちらは210メートルまで滞留長を延伸する計画としてございます。また、あわせて、この北神中央線につきましては、敷地側のほうに現在の歩道がございますけれども、全体としまして3.5メートルの歩道に再整備するといった計画をしてございます。

あと、敷地の東側のほうでございますが、長尾宅原10号線という市道がございます。こちらにつきましては、現在、狭いところでは4メートルを切る幅員となっておりますが、全体としまして5メートルの幅員に再整備をすると、こういった計画でございます。

あと、それぞれの道路からの、敷地への乗り入れ部でございますが、敷地の北側にあります宅原線、こちらの敷地一番東側の方から主の乗り入れ部を整備する計画としております。

あと、北神中央線の方でございますけれども、こちらが北側から、まずロータリーの方にバス・タクシーが乗り入れる出入口、それから病院棟の端のほうになりますけれども、こちらに救急車の出入口、さらに職員用駐車場のほうにも職員用の出入口と、3か所の出入口を整備する計画としてございます。このうち、バス・タクシーの出入口、それから職員の出入口につきましては、左折入庫・左折出庫とこういった形の整備としておりまして、救急車両につきましては、こちらは神戸側からの救急搬送について右折での入庫ができないかということで、神戸市の道路部局との協議を現在しているという状況でございます。最終的にこの承認を得られなければ、神戸側からの搬送については、一番北側にあります主の出入口から搬送という形での計画としてございます。こちらにつきましては以上でございます。

次のスライドに移らせていただきます。新病院の概要でございますが、診療科数は35診療科を計画してございます。それから、病床数につきましては425床、うち一般病床は400床、それからICU・HICU・NICUと集中治療室を25床整備する計画としてございます。それから、手術室につきましても10室ということで、今の市民病院の倍の規模ということでございます。それから、新病院の特徴で、6つの安心というのを挙げております。こちら1つ目が救急医療の充実、2つ目が小児・周産期医療の充実、3つ目が診療機能の強化、4つ目が感染症への対応強化、5つ目が災害医療への対応、6つ目が安定した医療提供体制と、こういった6つの安心を掲げてございます。

続きまして、次のスライドでございます。病院の断面図でございます。こちら6階建となっておりますので1階から少しご説明させていただきます。1階にはメインのエントランスを設けまして、総合受付、それから放射線治療・化学療法といった部門、あと防災センター等がございます。それから2階につきましては、主に外来の部門となっております。それから、生理検査、内視鏡検査等の一部検査部門、それから救急車につきましては北神中央線からこの建物の2階部分に乗り入れてきますので、救急部門をこちらに配置してございます。それから3階につきましては、管理部門とそれから手術室、それから集中治療を行います部分と、リハビリと、こういった形となっております。こちらは、救急車の搬送から縦動線で直結できるような動線を考えております。それから4階につきましては、主に産科外来・分娩・産科病棟・小児病棟という形で、特にここには新生児集中治療室というNICUを設置する計画としてございます。

こちら先ほどありました救急車の方から縦動線で繋がる整備を考えております。それから5階、6階は一般病棟になっております。特にこの図をご覧ください中で、赤い点線・緑の点線・青い点線とありますが、それぞれ救急エレベーター、搬送エレベーター、患者用エレベーターということで、必要な部門と縦動線が直結できると、こういった構造となっています。

続きまして、次のスライドでございます。造成計画の概要でございますが、まず切土量が10万4,400立米、盛土量が9万5,800立米、残土処分量が4万5,800立米となっております。

次に、工事計画ということでございますが、令和9年9月から令和12年11月、こういった期間での計画をしてございます。先ほど申し上げました残土の処分時のトラック運行台数でございますが、1日にダンプトラック10トン車100台程度ということで、その期、間としましては3、4か月を想定してございます。

次に、その他の工事ということで、一番下に挙げておりますが、農業用排水路の布設工事ということで、パイプラインの布設替えでございます。こちらにつきましては、今年度、農閑期を利用しまして付替えを行うということで、地元と調整をさせていただいております。

続きまして、次のスライドで造成計画図でございます。こちら全体を黄色と緑色で着色してございますが、黄色の部分が切土を行う部分となっております。それから盛土の部分が緑の部分ということで、この切盛の結果としまして、先ほど申し上げましたように4万5,800立米といった残土が生じるということでございます。

続きまして、次のスライドでございます。こちらは、環境に対する影響への配慮ということで、5項目ございます。こちら、環境保全措置を実施することによりまして、環境への影響の低減を図ることを計画しているものでございます。まず1つ目の項目でございますが、工事における配慮ということで、こちらは、環境基準不適合のヒ素が地下水、それから土壌調査において検出された地点がございます。そうしたことから、切土を行う際には、基準適合の確認を行ったうえで、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。それから2点目が、残土搬出時のことでございますが、積載土砂への散水、車両のタイヤ洗浄の徹底、防塵シートとこういった形で、飛散防止の対策をまいります。

それから3点目は、特定外来生物でございますが、こちらは事前調査でも確認されておりますが、種子等を拡散させないために、搬出残土につきましては当該群落内、それから周辺の表土は含まないように徹底的に管理してまいります。それから、工事施工時におきましては、排出ガス対策型・低騒音型・低振動型の建設機械を採用すると、このように方針を立てております。

次に2つ目の項目で、供用時における配慮ということでございますが、周辺道路の混雑を防ぐために、先ほど申し上げました北神中央線沿いに原則左折入庫可能の出入口、バス・タクシー用と職員専用ということで設けることとしております。それから、省エネルギー対策といたしましては、太陽光を活用しました再生可能エネルギーの利用、それから空調・照明の自動制御によるエネルギー消費の抑制、こういった取り組みをいたしまして、国による「ZEB-Oriented」を確保したいと考えております。

次のスライドに移りますが、3つ目の項目でございます。農村景観における配慮ということでございますが、こちらは周囲との調和を図るべく、農村景観の保全及び形成の基本計画、こちら岡地区と下宅原地区のものがございまして、これを踏まえまして、農村景観や自然との調和に配慮した法面仕上げ、それから緑化を施す計画としております。それから、法面の植栽等につきましては、潜在自然植生に配慮し、樹種を選定してまいりたいと、このように考えております。

次に4点目でございますが、動植物における配慮ということでございます。環境影響評価手続きにおける事前調査を行ってまいりましたが、その中で神戸版レッドデータに指定されてお

ります動植物、シュレーゲルアオガエルなどが発見されておりますので、本件事業に伴う代償措置としまして、ビオトープの整備、それから保全森林、造成森林の整備及び管理を行い、それから生息個体の移植等を行ってまいりたいと、このように計画してございます。それから、起業地周辺の類似環境におきまして、工事の影響が出ないように適切に対応してまいります。

最後に5点目でございますが、埋蔵文化財への配慮でございます。起業地の一部の土地につきましては、埋蔵文化財の包蔵地である宅原遺跡群内に存在しているということが確認できておりますので、埋蔵文化財への影響が生じないよう、慎重に工事を進めてまいりたいと考えております。また、文化財の調査につきましては、一旦確認がとれておりますので、すでに実施済みとなっています。

次にスライド移りまして、概算整備費でございます。こちらは4項目を掲げておりますが、まず1つ目が設計・工事監理ということで13億円を見込んでおります。それから2つ目が建設工事・外構工事・附帯工事・造成工事・道路改良工事とこういったことで459億円を見込んでございます。それから3つ目が医療機器・情報システムの備品などで96億円、そのほか移転費・コンサル経費の9億円を含めまして、合計577億円を見込んでございます。なお、この表の下に少しお示ししておりますが、利息183億円を見込んでおりますので、総事業費としては760億円となっております。なおこの中には用地費は含んでございません。

次に、(2)の財政負担の方でございますが、この新病院の概算整備費577億円の財源の内訳でございます。まず三田市の負担といたしましては、純然たる市税の部分が186億円、それから交付税措置を想定している部分が186億円、あとそのほか済生会の負担が179億円と、県補助金が26億円となっております。また基本計画時の算定につきましても、参考までにお示しをしてございます。

次に、スライド移りまして、概算整備費のうち基本計画策定時との比較ということでございます。(3)の項目ですが、こちらまず設計監理費につきましては、今回、基本計画から基本設計にあたりまして、実施による実績見込みが出ておりますので、3億円の減で13億円。それから2つ目が建設工事費ということでございますが、こちらは建築単価の見直しを行いまして、88万円から100万円に見直してありますので、54億円の増。あと、医療機器等につきましては、今回物価高騰の影響を配慮しまして、プラス4億円で96億円。そのほか移転経費等のコンサル経費につきましては精査しまして、プラス1億円で9億円と。こういったことで全体としまして56億円の増となっております。そのほか利息につきましては利息の見直しをいたしましたのでプラス43億円で、合計99億円が基本計画から基本設計にあたって増額となっている、こういったことでございます。

次のスライドに移りまして、次の一般会計負担の推計ということでございます。こちらのグラフの方では、令和13年から令和42年まで、30年間の推移をお示ししてございます。棒グラフにつきましては、オレンジとブルーで着色しておりますが、オレンジの部分が純然たる市税の部分、ブルーの部分が交付税措置による部分ということで、その合計額を上にお示ししております。まず、この30年間の中での平均でございますが、1年当たりに置き直しますと、この一般会計が負担する総額、これは25億6,300万円の見込みでございます。また、交付税措置等を考慮いたしました市の市税負担部分ということにつきましては、30年平均で年当たり9億6,200万ということで、このグラフの下に表を示しておりますけれども、こちらをご覧くださいますと、基本計画との推移が見えますが、まず全体額としましては25億6,300万で、基本計画時が22億500万ということで、年当たりにしますと3億5,800万の増です。また、交付税措置を除く市税負担部分、こちらをご覧くださいますと、基本設計時が9億6,200万、基本計画時は9億4,100万円で、年当たり2,100万円の増加ということでございます。また、この表の一番右側に参考でございますが、現在の市民病院に対して三田市がどれだけ負担しているかという状況を示して

おりますが、これは令和元年から令和6年ということでございます。ちょうど今の病院は平成7年に建築しておりますので、令和6年で初期の償還30年が終了したということで、令和6年まででお示ししておりますが、この中で見ますと、1年当たり17億5,000万、また交付税等を除きますと、単年当たりの純然たる市税負担は10億2,100万ということでございます。

次にスケジュールをお示ししております。また一つページを進めさせていただきます。こちらにつきましては、用地調査・取得、基本設計・実施設計、建設工事と大きな3つの項目についてお示ししておりますが、令和8年度中に用地取得を今、目指すべく進めております。それから、基本設計・実施設計につきましては、令和9年4月まで、ということで今、策定の途上でございます。建設工事につきましては令和9年9月からということで計画しておりまして、令和12年12月に完工しまして、令和12年度の終わりの方に開院を目指すという形で進めているところでございます。

続きまして、スライドを1つ移らせていただきます。事業認定の必要性と言うことでございます。まず、本件事業につきまして事業認定申請が必要な理由でございますが、公共事業が確実に実現するためということでございます。また、この事業認定を受けることによりまして、事業の公共性が確認されるとともに、事業の円滑な実施を図ることができるようにするための効果、これを得ることができると考えております。まず、その効果でございますが、3点挙げさせていただきます。まず、土地収用に向けた円滑な準備ということでございますが、仮に任意交渉の中で応じていただけない場合、起業者が収用等に向けた各種手続きをできるようにするため、起業地内の土地利用等に制限が設けられることとなっております。

それから2つ目が、租税特別措置法に基づく税の特例の適用ということでございます。こちらは、用地買収の際に、土地所有者・売主が譲渡所得から最高5,000万円までの特別控除を受けることができるようになります。このことによりまして私どもの方が交渉するなかで、土地の提供を非常に得やすいようになってきます。

次に3番目が、農業振興地域からの除外手続きの迅速化ということでございます。通常、農業振興地域整備計画の農用地区域内の農地につきましては、農業以外の構造物を整備することが非常に困難でございます。こうしたことから、事業認定を受けることによりまして、その公益性が認定され、農用地区域から除外するための農用地区域の変更手続きが軽微な変更ということで、非常に迅速に進めることができるようになります。

また、スライド移りまして、最後の土地収用法第20条の4号要件の適合性ということでございます。第1号要件につきましては、収用適格事業であるかということですが、こちら収用法第3条第24号・35号の地方公共団体が設置する病院ということに該当してございます。それから第2号要件の起業者としての適格でございますが、起業者として本事業を遂行するための十分な意思能力を有しているというふうに考えております。理由は3点ありますが、1点目は、令和8年度予算におきまして、用地費・設計業務委託費など予算措置を講じることについて議会の承認を得てございます。また、2点目は令和7年12月には、地方自治法の定めによる公の施設の区域外設置につきましても議会の承認をいただいております。また3点目としまして、今後の建設工事費、その他の費用につきましても予算措置をする意思を十分に有しております。

また、第3号要件につきましては、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するかということでございますが、本事業により、三田北神地域の急性期医療の中心的役割を担うとともに、医療の充実・水準の向上を図ることが可能になるということで、公共の利益は相当に存するものというふうに考えております。

一方、失われる利益につきましては、環境保全措置の実施や埋蔵文化財での適正な処理を実施することで、失われる利益は軽微であるというふうに考えております。

そのことによりまして、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利

益が優越すると、このように考えております。

最後に第4号要件でございますが、土地を収用し、または使用する公益上の必要があるものかということでございますが、三田・北神地域の将来の医療需要に対応し、また医師にとって魅力ある病院ができることで、医療提供体制の充実が図れると考えております。

また、もう1点が医療資源を集約することで、三田・北神地域の中核病院としての中心的役割、急性期医療の充実が図れると考えております。

以上の事から本件事業は早急かつ着実に進めるために土地を収用する公益上の必要性があると考えます。以上、この4点、土地収用法第20条の4号要件にすべて該当しているというふうに考えているものでございます。ご説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。起業者の席へお戻りください。

次に、公述人からの意見陳述を行います。陳述の順番につきましては、申請のありました順番とさせていただきます、郵便物到着の場合は質問がある方を先の順番として、意見のみという方は、その方々の中でお名前の五十音順とさせていただきます。

公述人は事前に提出いただきました公述申出書に記載された意見および質問の要旨の範囲を超えた発言を行うことはできません。また、質問は起業者である三田市に対してのみとなり、事業認定庁である兵庫県へはできませんので、ご注意をお願いいたします。公述人1番目の方、それから2番目の方は、三田市への意見および質問を希望されております。公述人が意見及び質問をすべて述べられたあとに、起業者から質問に対する回答をしていただきますので、よろしくをお願いします。その際、三田市は起業者席の方で回答をお願いいたします。

なお、意見陳述の持ち時間は、お一人30分以内とさせていただきますが、質問をされる場合は、起業者である三田市からの回答時間も、この30分に含まれることにご留意ください。終了時刻の3分前になりましたらベルを一度、終了時刻になりましたらベルを二度鳴らさせていただきますので、時間内に終了するようお願いをいたします。また、報道関係者におかれましては、これ以降の撮影等はご遠慮ください。

それでは、公述人1番の方から意見陳述をしていただきますので、公述人1番の方は公述席の方へご移動をお願いいたします。

それでは、まず、意見を述べていただいて、意見が終わりましたら、議長の私のほうに意見が終わったということをお知らせください。そのあと、質問を聞かせていただきたいと思います。それでは、よろしいでしょうか。それでは、意見をよろしくをお願いします。

○公述人1番

それでは、わたくし、三田市の〇〇と申します。本日、この新病院の再編と移転計画に関する公述会にあたり、一市民として、また未来の三田市に責任を持つ当事者としてですね、現在の無謀極まる財政計画に対し、強い怒りと危機感を持って意見を述べさせていただきます。

最初に明確にしておきます。私は、三田市の地域医療を守ること、医師を確保し、質の高い医療体制を構築すること自体に反対しているわけではありません。しかし、現在、市が突き進もうとしているこの移転計画は、医療を守るという大義名分の裏で、三田市の財政を破滅に導き、市民生活を犠牲にする本末転倒の計画と言わざるをえません。

まず、指摘1、整備費膨張と見通しの甘さ。まず、あまりにも不誠実で見通しの甘すぎる事業費の爆増について糾弾します。2022年の最初期、市が市民に提示した整備費の想定は290億円でした。それがどうでしょうか。基本計画では520億円に跳ね上がり、今年4月の基本設計では577億円、さらに利息を含めると765億円にまで膨れ上がっています。驚くべきことに、この765

億円という数字すら、先般のですね、急激な円安、中東情勢の緊迫化による資材高騰、そして人件費の上昇という現実のインフレが全く反映されておりません。近隣の自治体や全国自治体をみても、病院計画の入札が不調に終わり、予算を上乗せせざるを得ない事例が頻発しています。この三田市においても、2030年の開院日までに、総事業費が1,000億円規模、つまり当初の3倍に達することは、もはや火を見ることよりも明らかなだと思います。わずか数年で予算が300億円・400億円と膨らむようなずさんな計画のどこに信頼性があるのでしょうか。民間企業であれば、予算が当初の倍になった時点で計画は即座に凍結、担当者は更迭です。なぜ行政だけが国の補助が出るから、済生会が負担するからと言い訳をし、歯止めもなく膨らむ予算を容認し続けるのでしょうか。総事業費が1,000億円に近づけば、いくら補助率が一定だとしても、三田市が直接身銭をきる実質負担額そのものが跳ね上がります。この見通しの甘さの責任を、市は一体どうするおつもりでしょうか。

2番目がですね、毎年3億円の積み立てという欺まんと市民サービス悪化ということについて触れます。市が財政の健全性をアピールするために使っている年3億円の基金を積み立てているから大丈夫と説明の欺まんとを暴きます。行政は、まるでこの3億円をどこか余ったところから生み出しているかのように説明しますが、それは真っ赤な嘘です。この原資はですね、私たちが納めている税金、つまり一般財源です。3億円の積み立ての正体は、本来なら子育て支援や高齢者福祉、地域の生活道路の修繕や公共施設維持に使えるはずだった予算を強制的に奪い取り、市民サービスの害悪にほかなりません。

三田市は、公共施設の統合、市民プールの廃止、各種地域活動の補助金カット、手数料値上げなどを段階的に進めています。これらはすべて、新病院という巨大な箱物の借金を返済するために、市民が日々の利便性や安全を奪われる形でツケを払わされている実態そのものです。

さらに恐ろしいのはですね、この3億円という数字はですね、今申し上げた500億円台の古い前提に基づいている点です。今後ですね、総事業費が1,000億円規模に膨らめば、毎年削らなければならない行政サービスは3億円では足りず、4億、5億円と拡大せざるを得なくなります。新病院は立派になったけども、街のインフラはガタガタ、子育て予算も福祉予算も削られたりして、若者が流出していく、そんな未来の三田市を誰が望んでいるのでしょうか。

次はですね、金利上昇という目に見える爆弾についてお話します。市が目を背けている最大の経済リスクは金利の上昇です。長年続いたゼロ金利時代が終わってですね、現在の日本の長期金利は完全に上昇基調に入ります。新病院建設のために市が発行する債券、すなわち30年ローンの金利が、市の想定より0.5%あるいは1%上昇するだけでですね、最終的に市が支払う利息の総額は十数億円から100億円規模であがってきます。人口減少が始まり、市税収入が確実に減っていくこれからの30年間に於いてです。この金利上昇における利息の爆発を、どうやって受け止めるつもりですか。その増額分も、また想定外といって市民サービスをさらにカットしてですね、補填していくのですか。現在の返済計画は、極めて楽観的な見通しの上に立てられた砂上の楼閣であり、無理があると言わざるを得ません。

次です、職員の給与の高さと市民負担の不条理。これほどの犠牲と我慢を強いる三田市に、私は最大級の疑問と怒りをぶつけたいと思います。それは、市職員の給与水準が全国・兵庫県内でも極めて高いランキングに位置しているという事実です。総務省の公表しているデータでもですね、三田市の地方公務員の平均給与や国家公務員を100とした場合の給与水準を示すラスパイレス指数は、県下29市の中でも常にトップクラスの上位にランクしています。市は財政が厳しいといい、今後10年間で93億円もの収支不足、赤字ですね、が出るからとして、市民プールをつぶして、先ほど申し上げた補助金を削って、市民には、爪に火をともしような負担を求めています。それなら、なぜ行政改革の矛先を、まずは自分たちの身内に向けないのでしょうか。市民の生活インフラを、ガタガタにし何百億円もの借金を未来の世代に背負わせる新病院

計画を進めながら、市役所の給与は県内トップクラスの給与を維持したままというのは、どう考えても道理が通りません。本当に財政危機というのであれば、なぜ職員給与の引き下げや人件費の徹底的なカットなどという、身を切る改革を真っ先に行わないのですか。自分たちの財布は痛めずに、市民のサービスだけを削って病院の積み立てをつくるという姿勢こそが、市民の行政に対する最大の不信感の根源です。

5番目、市長の政治的信義の欠如。政治的な信義について申し上げます。現職の田村市長は、2023年の市長選において、神戸市への移転計画を白紙撤回することを最大の公約に掲げ、それに共感した市民の投票によって当選されました。当時は、財政負担が大きすぎるから白紙に戻すと言っていたはずですが、しかし、就任後、その公約が事実上撤回され、当時よりもさらに300億円も事業費が激増した今、なぜか計画を推進しています。負担が少なかった当時、無理だと言って白紙を掲げた市長が、負担額が増大し、また今後さらに300億・400億円膨れ上がる前提のもとに立っても、まだ進めるということは、納得感が全くありません。これは完全に市民への重大な背信行為です。

次6番目、今後予定されている来年度のゼネコン施工業者の入札に関して、不調であった場合どうするかということも、突き詰めてお話を聞きたいと思っています。

○議長

公述人の方、意見はそれで終了ということによろしいですか。それでは続きまして、質問の方をお願いいたします。

○公述人1番

ちょっと繰り返しになるかも知れないですけど、私は現在の新病院移転建設計画における財政シミュレーションはすでに破綻していると断言します。そしてですね、他の以下の法令に抵触していると思います。再見積、事業再積算に時間を要しすぎです。民間なら2週間でできます。怠慢と市民に対する不誠実な対応と言えます。時間稼ぎをしてですね、市民の検討・検証時間を短縮する妨害行為であります。これは信義誠実の原則に反しています。裁量権の著しい逸脱、乱用に当たります。地方自治法第2条第17項違反、最小経費・最大効果の原則に違反しています。すべてが予見可能なリスクであり、対する行政三田市の不作為に当たります。市はですね、2026年の秋から年末にかけて最新の整備費と収支計画を公表すると言っていますが、ここで本日私が求めた6点について、明確かつ誤魔化しのない回答を求めます。最新試算で総事業費が1,000億円規模に達した場合、計画をいったん立ち止まり、白紙化を含め、再検討するデッドライン、上限額があるのか。事業費の上振れに伴い、今後どのようなサービス、公共施設、どの子育て・福祉予算カットを予定するのか、具体的な削減リストを提示できるのか。金利が1%上昇した場合の具体的な追加利息の試算とその補填計画を示せるのか。市長は自身の白紙撤回の公約を、信じて投票した有権者に対し、この負担の激増の現状をどう説明し、政治責任を取るのか。それからですね、職員給与の削減についてはどう考えるのか。また、ゼネコン施工会社が不調になった場合は、どういう対策をとるかを確認したいと思います。以上、ありがとうございます。

○議長

ご質問ありがとうございました。一部、事前に予告のない質問もございましたので、起業者の方、回答の方どうでしょうか。

○起業者（三田市）

失礼します。三田市医療政策部の奥原です。事前にいただいていた部分と整合する部分が一部ございましたので、少し説明させていただきたいと思います。

まず、事業費の再積算でございますけれども、こちらにつきましては、今年11月頃に来年の発注に向けた発注予定情報ということで、概算整備費の公表を進めてまいりたいと考えております。

また、来年度には建設費の予算を計上する必要がありますので、年末頃には予算要求ということで、予算措置に向けた準備と、こういったものも必要になってまいりますので、現在、サウンディング調査ということで、ゼネコンなどにつきましてですね、そういった建設費の現状と、それからこういった形での入札条件であれば応札が見込めるのかと、そういったことも含めて調査をしているところでございます。従いまして、そういった実際の今のできるだけ直近の建設費の状況というところを把握したうえで、年末あるいは発注予定情報を公表する11月ぐらいには、いったん事業費のほうは再積算してお示ししたいというふうに考えております。

また、合わせましてですね、市民の皆様のご負担はどのように変わってくるのかと、これは非常に重要なことだと思っております。そういったことも含めまして、年末には令和9年度の地方財政対策が総務省から示されてきます。そうしますと、私どもが資金調達をしようとしております病院事業債、この病院事業債に対してどれだけ交付税措置ということで国の支援が得られるのかということも明らかになってまいりますので、これらを合わせまして、実際にどれだけの事業費が必要なのか、あと市民の皆様にご負担をお願いしなければいけないのか、こういったことをきちんと整理したうえで、改めてお示ししてまいりたいと思っております。そうしたこともございまして、今の時点では、まずこの基本設計の中でお示した事業費ということになってございますけれども、必ずまた年末を目途にきちんとした形でお示ししてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長

公述人の方、先ほどの起業者の回答に対して、何か質問等ございますでしょうか。

○公述人1番

その示された段階で、私らが検討する期間というのはどれぐらいあるんですか。ゼネコンの入札をするから、そんな時間がないからやってまうで、そんな話なんですか。

○起業者（三田市）

失礼します。実際に工事の発注といたしますのは、来年度の5月以降になるというふうに考えております。当然のことながら、その前に来年度の予算ということで、市議会の皆様からの承認が必要になってまいります。ですので、私どもとしましては、その予算の提案の段階、それから発注予定情報はそれよりも少し前になりますけれども、そういった中でお示しをさせていただきながら、これは当然ながら市長、それから市議会とその二元代表制を担っておられる方々を含めて、そういった中でのご判断をいただきたいと思いますと思っております。

○公述人1番

それは具体的にお尻は多分5月頃になるということでしょうか。

○議長

公述人の方、まだ質問等はございますでしょうか。

○公述人1番

今の回答に関して、入札は確か来年度の前半、今の話ですと5月頃いうことで。と言うと、今さっき説明された事業費再積算計画が出てくるのが年末ということなんで、1月から5月ぐらゐの間に説明があつて、私らにも示していただいて、その期間をすべて終わつて入札に入るという、そういうスケジューリングになっているのか、ぼんやりしていて、よく分からないので突き詰めて聞きたいと思いますけど。

○議長

今の質問に対して、起業者の方お答えいただけますか。

○起業者（三田市）

こういった形の説明会というのは、そのタイミングでできるかどうかという、まだ確定していませんけれども、少なくとも予算という形で事業費の全体像は、お示しできると思いますので、そういった中で、まずは私どもは議会への説明という中での形で進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長

ありがとうございます。公述人の方は、先ほどの起業者の回答に対しまして、さらに質問等がございますでしょうか。

○公述人1番

わかりました。

○議長

ありがとうございました。そうしましたら公述の方は終了ということで、お席へお戻りください。

次に、公述人2番の方から意見陳述をしていただきますので、公述人2番の方は、公述席へ移動をお願いいたします。まずは先ほどと同じように意見を述べていただきまして、意見が終わりましたら、議長の私のほうに意見が終わったということをお伝えください。その後、質問を聞かせていただきます。よろしいでしょうか。それでは意見をお願いします。

○公述人2番

今回、土地収用法で収用される土地は、国の土地改良事業によって農地の区画が整備された地域が多く含まれています。1987年に土地改良区ができて圃場整備^{ほじょう}が始まり、1998年に登記が完了したとのことです。この際、国、兵庫県、神戸市の補助金が投入されています。

つまり、税金を投入して農地を整備したところです。税金を投入して農地を整備したところ、まだ30年も経っていないのに、農地を無くして土地収用法によって土地を取得し、病院を建設する、これは税金の無駄遣いとなるだけでなく、貴重な田畑をなくすことになるため、この土地を収用する計画には反対です。

また、この地域は市街化調整区域であるだけでなく、神戸市人と自然との共生ゾーン指定地域内にあり、農地や里山を保全活用して地域の活性化を図る地域です。このような土地を土地収用法によって収用し、病院といえども開発することは自然を壊し、環境破壊にもつながり、反対です。

また、この地域は長尾町岡地区里づくり計画の地域です。土地が収用され病院が建設されることにより、この里づくり計画も大きく変更を余儀なくされることになると思います。病院が

できれば当然近くに薬局もできるでしょう。三田市も薬局の誘致を推進するとしています。そうなれば、このあたりの市街化が進むことになります。2025年4月に行われた新病院の基本計画に関する住民説明会では、近隣に調剤薬局ができるよう働きかけたいと、三田市は発言しています。つまり、このあたりを市街化していくと表明しているにすぎません。里づくり計画では、このあたりは農業保全地区とされています。病院の周辺も含めて、農業がしにくい環境になってしまいます。住民の皆さんが何年もかかって話し合いを通じて作られた里づくり計画を無視する計画であり、土地収用法で土地を取得すべきではないと考えます。ここまでの意見表明です。

○議長

承知しました。続いて質問のほうをお願いいたします。

○公述人2番

質問は1つずつでも構いませんか。

○議長

はい結構です。

○公述人2番

まず1つ目です。神戸市経済観光局農政部が作った「ため池ハザードマップ」には、鹿の子川に流れ込む鹿の子大池などが決壊すれば、鹿の子川があふれ、この土地の付近が浸水することになっています。これまで説明会などでは、このあたりは浸水想定区域ではないので心配する必要はないという回答でしたけれども、このため池ハザードマップを鑑みた計画を立てていらっしゃるのでしょうか。建設時の計画、それから建設後どうするのか、それぞれの対策を教えてください。

○議長

今の質問に対しまして、起業者から回答をお願いいたします。

○起業者（三田市）

はい、失礼します。まずですね、洪水浸水想定区域ということでございますが、まずその部分につきましては、この起業地につきましては浸水区域とはなってございません。また、あわせまして、今おっしゃっておられますため池のハザードマップ、こちらにつきましては、私どもの起業地につきましては浸水想定区域には入っておりません。従前から申し上げておりますけれども、あくまでも起業地がどうかということが問題かと思いますので、確かに隣接している地域につきましては浸水区域もございますが、私どもの起業地につきましては現状におきましても浸水区域ではないと言うことがまず一点ございます。その上で、今回の造成の中でも地盤を一定、一番北側は嵩上げをしてまいりますので地盤そのものが今よりも高い場所になるということで、通常におきまして、この浸水区域でないという中で、今後、浸水の恐れはないものというふうに考えてございます。以上です。

○議長

ありがとうございます。公述人の方は、先ほどの起業者の回答に対しまして、何か質問ございますでしょうか。

○公述人 2 番

今回の起業地のところが浸水区域ではないというふうにおっしゃっておりますけれども、そのすぐ北側は浸水区域になっております。それから西側のほうも浸水区域になっております。これまでこの地域では、田んぼや畑、そして森林の保水性というのがありました。それがなくなって、かさ上げするといっても、コンクリートで埋め立てていく、そういうことになって、より浸水の危険性が増すと思います。豪雨災害が起こったときに、想定以上の災害が起こっているというのが近年の災害の特徴です。であるならば、災害を起こさない対策をまず第一に取らないといけないと思います。そうでないならば、このような土地を開発すべきではないと考えます。環境影響評価審査会の中でも、委員から開発事業では表面流出と地中浸水のバランスが変化するため、地下水や周辺の水流がどのように変わるか、という質問が出ておりました。しかし、三田市の回答は、どのような対応が最適か考えながら進めていきたいという、全く抽象的な回答にとどまっています。これでは、周辺で農業をされる方やお住まいの方は心配でしょうがないと思います。具体的な対策はどうされるのでしょうか。

○議長

起業者の方、回答をお願いします。

○起業者（三田市）

まず、今回の計画につきましては、当然そういった治水対策というのが必要になるというふうに認識してございます。こういったことを含めまして、今回の計画にあたりましては、兵庫県の方の総合治水条例、これに基づきまして協議をする中で必要な貯水対策・浸水そういった対策としまして、調整池を整備する計画としてございます。先ほども申し上げましたけれども、計画の中で挙げております2,000トンの貯水量ということがございますので、一定豪雨が合った場合には、ここで一旦貯水したうえで段階的に鹿の子川に放流していくと、いわばタイムラグを作りながら、いっぺんに流れるのではなくて徐々に流していくという形の対応をすることによりまして、周辺も含めて一定の今回の開発による影響を軽減するということができるように整備を考えてございます。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。公述人は、先ほどの起業者の回答に対して、再度質問はございますでしょうか。

○公述人 2 番

今は出来上がったあとの2,000トンの貯水池というお話でしたけれども、出来上がる前の対策、当然仮設沈砂池なども作られるのでしょうかけれども、その対策について伺います。

○議長

今の質問に対しまして、起業者から回答をお願いします。

○起業者（三田市）

今の部分につきましてもですね、やはり今も開発の中でさまざま協議をしておりますけれども、この敷地の中に2か所の沈砂池を設ける計画としております。それぞれが600立米の貯水ができる形で、沈砂池を2か所設けることによりまして、一旦、開発行為の中でもそういった豪雨の際にこちらの方に集水して沈砂池に一旦貯留することによりまして、一気に流れ出るリスクですとか、あるいは土砂が流れ出ると、そういったことがないような対応を十分に施してい

くということで、進めているところでございます。

○議長

ありがとうございます。公述人の方は、今の起業者の回答に対して、再度質問はございますか。

○公述人2番

ちょっと小さいものになりますけれども、これ起業者の方に見ていただきたいのですが、今回の開発地の周りですね、本当に浸水するという事になっております。赤いところは、もう歩行が困難というところなんですね。鹿の子大池という池があふれますと、これは防災重点用の農業ため池ですけれども、ここがあふれますと鹿の子川にあふれ出し、そして長尾川まで入り込んでいくという、そういう事になっておりますけれども、特に建設中というのは約20メートルの高低差を工事していくわけですね。そういうときに、いくら2か所の仮設沈砂池を作っていたとしても、昨今の豪雨・線状降水帯などが起こったときに、ここからあふれ出す、それから水の流れが変わって土砂災害が起こるということは十分に考えられます。今のお話だけだと、対策が非常に不十分だというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長

今のご質問に対して、起業者からご回答をお願いします。

○起業者（三田市）

私どもは今申し上げました沈砂池につきましては、すべてこれ開発協議の中での最終的な判断として、こういう形にさせていただいております。ただ、いま予測不能の部分ですね、そういったものはないとは言えないと思いますけれども、それも含めましてですね、実際に工事着手するまでには必要な対策を設けたいと思いますが、現時点での計画では、これで対応が可能であるというふうに考えております。

○議長

ありがとうございます。公述人の方、今の起業者の回答に対して、再度質問がございましょうか。

○公述人2番

岡地区の里づくり計画の中では、地区の環境チェックということで冊子の中に書いてありますけれども、特に鹿の子大池、それと新池というところは、ため池の整備をしないといけないということが書かれておりますし、調整池ですね、鹿の子大池のちょっと先にある調整池、ここが雨のときに調整池があふれるということが危険な箇所だというふうに書かれております。

実際に危険な箇所はあるんだということを、地元の方が言われているわけです。また三田市さんとも、地元の方もいろいろと懸念をされているということも、環境影響評価審査会の中でも言われておられます。ですので、今2つの仮設沈砂池があれば大丈夫だと、それ以上のことは今のところは考えていないということなんですけれども、例えばですね、水の流れが変わることによって、建設中に水害や土砂災害が起こる可能性は十分にあります。現に、北区の山の街というところの開発では、水の流れを変えたことにより、開発中に有馬街道に土砂が流れ込むという大変な土砂災害が起こりました。そして10年近くたった今も、この開発は止まったままです。地球温暖化により災害が多発する事態になっている現在、開発途中に泥水や土砂が鹿の子川や長尾川に出てくる可能性も十分にあり得ますけれども、今のご回答の対策では不十分

だと思います。さらなる対策を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

今のご質問に対して、起業者の方から回答をお願いいたします。

○起業者（三田市）

貴重なご意見ありがとうございます。また、私どもも、おっしゃるとおり、岡地区のほうが地元となっておりますので、頻繁に地元のほうに足を運ばせていただいております。いろんなお声も当然入ってきますし、地域の皆さんのご懸念もたくさんあるかと思えます。そういったことにつきましては真摯に受け止めて、今こういった説明をさせていただきましたけれども、まだ実際に着手するまで時間がございますので、地域の皆様の声に真摯にお答えできるように対応して参りたいと思います。大変貴重な意見ありがとうございます。

○議長

ありがとうございました。公述人の方は、今の起業者の回答に対して、再度質問等ございますでしょうか。

○公述人 2 番

今回の開発の土地の中で、土地の東から西北に走る用悪水路、それから用水パイプ、鹿の子池用水パイプ、曲がり池などがありますけれども、これらが開発によって消失する予定になっています。地域の皆さんが心配されるということが現実化する可能性があります。これらの農業用水路・パイプがなくなることによって、近隣の農業にはどのような影響が出るのでしょうか。

○議長

今、再度ご質問がありましたが、これについては、事前に予告のない部分もありましたが、起業者さんの方、お答えいかがでしょうか。

○起業者（三田市）

少し誤解があるかと思えます。まず、パイプラインでございますけれども、東側と西側と両方あわせて2本入っているんですけれども、1つにつきましては、東側のほうにつきましては消失するわけではなくて、私どもの事業地に入り込んでいる方につきましては当然なくなります。もう一方は隣接する農地のほうの用水となっておりますので、片一方は塞ぎますがそのままその用水につきましては、引き続きで受益農地の方に活用される形になります。また西側につきましては、消失することではなくてですね、私どもの事業地の中に入り込んでいるパイプラインを布設替えることで、当然、事業地より北側に受益を受ける農地がございますので、そちらに用水を引き込めるような形で付替えを行うということでございます。消える訳ではございません。以上でございます。

○議長

ありがとうございます。公述人の方、今の起業者の回答に対して、さらに質問はございますでしょうか。

○公述人 2 番

私が北神の区役所で、今回の事業計画が見れる状態になったときに、これを見ましたら、開

発によって消失する予定になっておりというふうに書いてありました。それは間違いですか。書いてないですか。

○起業者（三田市）

お間違いだと思います。

○公述人2番

間違いですか。コピーとかすることができなかったので、記述だけで書いていたんですけど、間違いでそれは消失しないということで、再度確認させてください。

○議長

起業者の方から回答をお願いします。

○起業者（三田市）

パイプラインにつきましては、受益農地がある以上消すわけにはいきませんので、われわれの事業用地の中はなくなりますけれども、それは受益農地がなくなるということでございます。従いまして、事業用地から下の北側ですとか隣接部分はまだ受益農地がございますので、付替えて活用いただくことで今、地元の土地改良区とその整備に向けて調整をしております。以上です。

○議長

今の起業者の回答に対して、何かありますか。

○公述人2番

付替えということで、それは理解しました。これまで、特に土砂災害の問題では、本当に住民の方も懸念をされているというふうにお聞きをしておりますので、十分に土砂災害等々が起こらないような、そういう計画にしてほしいと思います。

それから、ため池の問題ですけれども、これまで台風や豪雨がありましたときに、いろんなところで北区の大沢町や淡河町の農業用のため池が決壊するということが多々ありました。それで直すときに、本当に地元の方たちが直さなければならぬようなため池も多くあって、本当に皆さん苦勞をされていたということを私は存じ上げております。ですので、先ほどお示しました農業用の防災重点用農業用ため池、これの浸水想定区域、これもしっかり見ていただいて、20メートルの高低差を開発する途上で何が起こるか分からないということが起こってきます。前のご回答では、確かそういう雨が多い時はそういう工事はしないようなご回答をされたこともあったと思いますけれども、そういうわけにはいかないと思いますので、そういう点では本当に十分に災害が起こらないような、今の昨今の災害の状況は非常に想定外のものがたくさん起こってきますので、そういうことを想定していただきたいというふうに思いますし、できれば、こういう20メートルの高低差、そしてこれまで皆さんが農業を一生懸命されてきた圃場整備は、本当に土地改良区でもご苦勞されてやってこられたということをお聞きしております。そういうところを開発するのではなくて、それぞれの病院でもう一度、それぞれの病院が立ち行くように考え直していただきたいということを御意見を申し上げまして、終わらせていただきます。

○議長

ありがとうございました。それでは、お席の方にお戻りください。

公述人3番目以降の方々は、三田市への質問を希望されていませんので、三田市の方々は壇上からお席へお戻りください。それでは次に、公述人3番の方から意見陳述をいただきたいと思いますので、公述人3番の方は公述席へご移動をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、よろしくお願いします。

○公述人3番

藤原台の〇〇と申します。特に気にしているのは、動物、僕の場合は昆虫と植物ですね。若干気になることがありますので、その辺だけ述べたいと思っています。

特に昨今いろんな形で開発が進んでますので、特に植物の分野では、結構いろんな形で広がっているんですよね。特に特定外来種になっているオオキンケイギクとか、外来種の中ではブタナとかそういう植物がどんどん植生を広げていってるんですよね。昆虫の分野でいうと、これから秋になって、秋の鳴く虫について若干述べたいんですけども、僕自身が阪神大震災の1年前に藤原台に来たときには、みなさんご存じのように虫の声、ご存じですよ。その中で歌われている虫の中でね、クツワムシとマツムシは残念ながらいなかったんですよ。それ以外の虫はいて、僕も実際に家の周り数えてたら20種類以上の昆虫がいて、でも、それが今ではたぶんコオロギが数種類しか残っていないんですよ。あとは、みな滅びてしまっていると、いうたら間違いのないと思うんですけどね、そんな状況の中で、特に今回の建設予定地の鹿の子台より南側では、そういう状態が多分かなり続いてしまっているんですよね。

特に植物の分野では、カンサイタンポポがどんどん減ってしまっているし、それからセイヨウタンポポはどんどん繁殖を広げていってるんですよね。多分、春に皆さん見てはると思うんですけども、オオキンケイギク、特定外来種、これがもうどんどん範囲を広げていってます。今の開発が進んで病院ができていったら、多分土砂がどんどん入ってくるやろし、そういう中でそういう植物がますます増えていくやろし、範囲を広げていくん違うかなと思っているんですよ。

それと、昆虫の中でも、去年まではカンタンとかキリギリスが鳴いっとったのは確認しているんですけども、今年はまだ確認していないんですけど、ますますそういう種類が減って行くやろうなという感じがします。今年の秋には、夜何日間か一斉に見ていきたいと思うんですけど、今回の計画されてる中で、ビオトープが計画されているんですけども、あのビオトープは何のためのビオトープかな。いかにもビオトープを作ることによって自然を守っているんやというポーズだけのビオトープでしかないんじゃないかという感じしてます。だからそういう面で、土砂の流入と流出を含めてね、それによって植物とか昆虫に、大きな影響が出てくるんちゃうかと思っています。そんなとこです。よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。それでは、お席にお戻りください。

それではですね、ここで少し休憩時間をとらせていただきたいと思います。只今、私の手元の時計で15時18分でございますので、再開につきましては、15時30分からとさせていただきますので、10分間の休憩ということで、お願いいたします。

(休憩10分間)

○議長

失礼します。時間になりましたので、再開したいと思います。公述人4番の方は公述席へ移

動をお願いいたします。よろしいですか。それでは、よろしくお願いします。

○公述人 4 番

失礼します。〇〇と申します。今回は、土地収用法について公述させていただきます。皆さんは、もし自分の大切な土地を、自分の意思ではなく手放すことになったら、どうでしょうか。納得できますか。土地収用法は、そうしたことを可能にする制度です。今回の新病院建設において、なぜ土地収用法を使って土地を取得する必要があるのでしょうか。私はその必要性に疑問をもっています。本日は土地収用法によって土地を取得することに反対する立場から意見を述べさせていただきます。

去る 6 月 23 日に北神区文化センターで、土地収用法による説明会が行われましたが、なぜこのような土地の取得に至ったのか、説明は全くなされず、新しい病院がどういう病院になるかという説明に終始しました。

私がなぜ土地収用法を使って土地を取得するのですかと質問した際に、税金の 5,000 万円控除が使えることと、農地の転用が早くできるとの回答でした。これだけでは、本当に土地収用法が必要なのか、全然理解できませんでした。これでは、土地収用法による説明とは言えません。

国土交通省の説明では、土地収用法は、公共事業のための土地取得について、土地所有者の同意が得られない場合などに、その土地を取得するための手続きを定めたものです。つまり、まずは土地所有者との任意の話し合いによる取得を目指し、それが困難な場合に土地収用という手段が用いられるものと、私は理解しています。

土地収用法は、土地所有者の意思に反してでも土地を取得できる、非常に強い権限で土地を取得することを可能にする制度です。だからこそ、その適用には慎重であるべきだと思います。私は、以前の説明会でも質問しましたが、なぜ土地収用法を適用することになったのか、その経緯がよくわかっていません。そもそも、土地収用法を適用しようとするきっかけは何だったのでしょうか。また、任意の交渉ではなく、土地収用法を使って土地を取得する必要があると判断した理由は何だったのでしょうか。私は、土地所有者の意思に関わる重要な制度を使うのであれば、なぜ土地収用法が必要になったのかという経緯を、市民にも分かるように説明することが必要だと思います。

再度、説明会を開くべきだと考えています。他の自治体の説明会の状況を見てみると、例えば岡山県美作市では、土地の契約に至るまでの手続きが、事業説明会の資料の中で分かりやすく示されています。まず、事業認定の申請があります。その後、農業を続けるために守るべき農地として指定されている土地について、農振除外という手続きが行われます。そして、農地を農業以外の目的で使うための農地転用が行われます。その後、土地の補償についての手続きがあり、地権者の方々と用地契約へと進んでいきます。このように、土地を取得するまでにどのような手続きがあり、どの段階を経て用地契約になるのかを、地権者や市民に分かりやすく示すことは、とても重要だと思います。

その後、事業認定の申請についても、縦覧の機会があるのであれば、いつから始まるのかを知りたいと思い、電話で問い合わせをしました。その際には、神戸市の広報誌か掲示板に掲載しますという説明を受けました。ところが、実際に確認してみると、その説明とは違っていました。事業認定の申請については、神戸市公報第 3970 号に掲載されていました。つまり、問い合わせをしなければ、その情報にたどり着くことができませんでした。

そもそも、縦覧の機会があることすら知らないまま、手続きが進んでしまうことになります。私は、このような情報の伝え方で、本当に地権者や市民に十分に伝わったろうかと疑問に感じました。

さらに、土地収用法による説明会が行われたことが、三田市のホームページには一切記載が

ありませんでした。土地収用法の説明後に行われた三田市民向けの新病院説明会については記載があるのに、なぜ土地収用法の説明会については記載がないのでしょうか。

これまで述べてきたように、三田市における土地収用法の説明会やその後の一連の手続きを見ても、地権者の方々や関係する市民への説明が十分であったと、私は思いません。地権者の方々にとっては、その土地は大切な財産です。長年守ってきた土地です。私は今回の土地について、土地収用法による取得はやめていただきたいと強く要望します。

それで、前回の土地収用法の説明のときに、今回この資料の3のところで事業認定手続きが今回説明されたのですけれども、これを前回の土地収用法の説明会のときに説明していただけなかったのは为什么呢かなと思いました。以上で私の公述を終わります。ありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。それではお席の方にお戻りください。

では、次に公述人5番の方から意見陳述をして頂きたいと思いますので公述人5番の方は、公述席へ移動をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、よろしくお願いします。

○公述人5番

失礼します。北区の八多町に住んでおります、〇〇と申します。私の家は、先ほどから言われておりますように市街化調整区域に住んでおりまして農業をやっております。ご承知のように、先ほど意見も述べられたように、市街化調整区域というのは何のために存在するかということですね、それは食物を作るという大前提があるわけです。

その大前提のところに依拠して食物を作っていくということは、命を育むことだと思っております。

この案が出ております、宅原のところは、本当に美しい自然がいっぱいで、本当に良い田んぼだということがわかっております。田んぼというのは、一朝一夕にできるものではありません。その田んぼを作ってきた人たちの気持ち、それからそういう文化、いろいろな土地の事情というものは、かけがえのないものです。その田んぼの真ん中に、これも大変重要な産業といいますか、病院というものを持ってくるということが、私には本当に納得できません。病院は病院で必要なんです、なんでそんなに限られた農地と農地の間に病院を持ってくるのか、それが全然合点がいきません。

本来やっていることが全く違います。病院は効率を優先しなければなりません。命を助けなといけませんから、できるだけ便利な場所、できるだけいろいろなことができる、もちろん広い場所も必要ですし、いろいろな機能を備えたものがいいのではないのでしょうか。それに反しまして、農業というのは自然が相手です。自然が相手のところに、その効率優先の病院を持ってくるということ自体が、私の意見としては全く理解できません。

それで先ほども述べられましたように、農業をやっていきます時は、水の流れということが非常に大事なものでございます。水の流れというのは、その場所、場所によって全然違います。ですから、ため池といいましても、そのため池は理由があってそこにあるわけです。理由があって、川の流れというのが決定されております。その流れが変わる、変えよう、もっと効率よくしよう、そういう考え方に行きますと、その自然そのものが、そこに住んでいる方たちにとって守られなくなるのではないかと。従来とそら自然に変わっていくときは、それでよろしいですが、無理に変わるということは、本当に地形が変わると言うことですので、先ほども、生物のことやらいろいろおっしゃった意見もありましたように、人間がそのようなことはやっぱり研究した上で、慎重に取り扱っていかなければならないもんじゃないかと思います。ですから、

言いたいことは、非常に自然というのは大事なものであるのですが、勝手に人為的に効率のためだけに、はっきり言いまして、お金のためだけに利用するものではないということで、それは真摯に考えていかなければならないと思います。それほど、農業というのは今、必要になっていると思います。

いろいろな考え方があるでしょうが、雨が降らないで渇水をすると、また短時間の集中豪雨など、よくニュースにでてきますが、それには、やっぱり知恵と今後のビジョンというのが必要だと思うんです。それを考えていくのが、私たちの使命ではないかと思っております。

ですから、その田んぼとその自然に囲まれたところと、病院のようなそのようないろいろな交通量も増えますし、場合によたらいろいろな緊急の措置を取らないといけないという、そういうその土地の利用の仕方が全くもって違うので、やっぱりそのところはすごく疑問に感じることです。

それともう1つ申し上げたいことは、ご承知のように、今の農業をやっていくと思いましたが、農機具が必要ですね。農機具というのは、いろいろありますが、さまざまな農機具がございます。所定の場所からその農地まで、それを運転して運んでいくわけです。ですが、その速度が非常に遅く、10キロですね、時速。しかし、その農機具を動かさない限りは、今昨今ではほとんどの方が、農機具を使ってらっしゃいますね。それを農機具を通るところには道路がございますが、道路は一般車両もそうですが農機具も通らなければなりません。特に農村においては、すごくゆっくりなんですけどもちょっと待ってもらわなければ、ちょっとみんなに迷惑をかけるんですが、その日のその天候によって例えば今日は絶対稲刈りだとか、そういうスケジュールが決まってきますので、自然を相手です。しかし、農機具が通っているときは、みんな道をあけてくれます。そういうことも考えなければならないような、そういう地域だと思っております。ですので、ここからここまでは道路を拡張しますが、ここから先のことは、まあやってくださいとか、まあこういうふうになるかもしれませんとかいう、あいまいなことでは、農業は続けていけないと思うんですね。やっぱりビジョンがないといけないと思います。

ある地域を区切って、そこは病院の予定地域だからそこはなんとかしますが、それに続いている道路のことは、ちょっとあとで考えさせてください、ではそれでは話にならないと思います。道路というのは、ずっと続いていくものですので、例えば、176号線から今ある宅原まで来ようというのは、ある人は北神中央線を利用しますが、ある人は176号線から入っていきます。いろんなルートがあるわけですね。そしてまた農繁期には農機具も通るわけです。それは保証されなければ、農業はできません。ですのでそのことも私は十分に理解して、やっぱり人々がみんな納得するような、そのようなビジョンというものが、これから先は、特にこういう災害の多い時には、非常に必要ではないかなと思います。

今日は、そういうことを述べさせていただきたいと思いましたので、意見を言わせていただきました。どうもありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。それではお席にお戻りください。

次に、公述人6番の方から意見陳述をお願いしたいと思いますので、公述人6番の方は、公述席へのご移動をお願いいたします。よろしいでしょうか。それではよろしくお願いいたします。

○公述人6番

北神中央線、出入口の問題について公述したいと思います。北区藤原台在住の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

土地収用法で取得する病院予定地は、神戸市の北神中央線沿いにあります。病院敷地から新しく整備した道路を通して北神中央線へ出る、今回、出入口が3か所計画されています。そして、その3つの出入口は、距離にして約500メートル間に集中しています。その3か所並んでい道路を南へ行くと、交番前交差点があり、左へ曲がると鹿の子台、右へ曲がると上津台のイオンモールやアウトレットがあり、土曜日、日曜日、祝日はとても渋滞します。私も時々困ります。

北神中央線では、非常に交通量が多い道なんです。三田市から来る車は、上り勾配のある道路を通るために、出入口の見通しもあまりよくありません。ここに出入口をつくること自体、事故を起こす可能性を増やすことになります。また、三田市の説明では、神戸側から来た救急車は、北神中央線の中央分離帯を越えて、2車線をまたいで入り込むという無謀な計画なんです。

北神中央線沿いのこの土地を病院用地に決めたために、このような危険な計画になってしまったんです。道路を使用する市民にとって、危険極まりない事態となるため、この土地の収用は止めるべきと考えます。

さらに、病院敷地の北側にあるほとんどの車が通行して病院に入ることになる、神戸市道宅原線についてです。三田市は、病院の敷地のところだけ広げるとしているが、この宅原線の東側から病院に入ってくる車も多くなると思います。現在でも、この宅原線の東側は抜け道として利用されており、道も狭く、事故も多いのです。地元の方々からは、宅原線西側から176号線につながる範囲も広げてほしいという要望が以前から出ていますが、三田市は、この拡幅について全く考えていない。神戸市も同様で、病院ができてから支障があれば考えるなどと言っています。大変無責任です。同時に、鹿の子台を抜ける道は病院敷地の南側にあり、近隣の鹿の子台の住民に多大な迷惑をかけることとなります。このように、ここを土地収用法で取得することによって、近隣に多大な迷惑がかかるが、その対策を三田市は真摯に考えておらず、この土地の取得には反対です。

また、この辺はバスも一日に数本しか通っておらず、これまでの説明会で何度も市民からアクセスについて質問があったが、済生会病院は、病院のバスを出すことしか考えておらず、公共交通機関についてどうするのか、全く答えていません。三田市からのアクセスについては、現在のところ全く回答はない。この計画は、アクセスの悪いところに病院を建設して、患者を通えなくする事、ではないですか。私は、このようなところを土地収用法で取得すべきではないと思います。以上です、ありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。それではお席にお戻りください。

次に、公述人7番の方から意見陳述をお願いしたいと思いますので、公述人7番の方は公述席へ移動をお願いいたします。よろしいでしょうか。それではお願いします。

○公述人7番

北区在住の〇〇と申します。私はヒ素の問題について私の考えを述べさせていただきます。ヒ素については本当に素人の、ヒ素そのものがよくわかっていない私ですが、ただ、思い出と申しましたらなんですけど、半世紀ほど前に私が大学におったときにですね、森永ヒ素ミルク事件を聞いたんですね。子どもたち、赤ちゃんが飲む、そこにヒ素が入ってた。それが僕がヒ素と出会った初めての経験でした。その時に、本当に大学の中でも大問題になりまして、そして森永に対する不買運動が広範に起こったと。しかも、それで本当にたくさんの乳幼児がその被害を受けて、それが今でもずっと続いていると。こういうことが、まず1つ大きな思い出で

す。

もう1つは、これもちょっと忘れましたが、和歌山のカレー事件ですね。夏祭りにカレーを出したときに、ヒ素が混入されていたと。それについても、その2つが、僕はヒ素に対する接した事。

今回、私はやっぱりこのヒ素が出て、しかも病院という本当に安全、そして健康に結びつくようなそういう建物といいますかね、そういう中で、検査の結果、基準値を超えるヒ素が出たと。で、三田の方、当局も含めて、いや、これはもう自然に出ているんだからということで、僕はそこが本当に合点がいかないという感じます。3か所ほど水質、地下ですね、地下水の検査をしたときに、1か所、No.8というところから出てきたという。しかも、それが基準値を超えているということについても、やはり僕は何年か前、何十年か前のそのことを思い出しました。やっぱりあつてはならないこと、そういう中でやっぱり、これが建設されていく。

僕は2つあると思うんですね。それは、地下水の中にヒ素があるということ。それからまた別の場所、検査したとこ、それは土壌ですね。土の中にもヒ素が入ってたという、この2つ。

僕は1つはですね、地下水にヒ素が入っているということでやっぱり思ったのは、三田のほうは、これはもう地下水はこの病院では使わないというふうに言われました。でも、今は熊本でもですね、この地震の中で、病院とは関係はありませんけれども、多くの人が断水になったときに、地下水を頼りにしたと、こうゆう事。ですから、いつ何時地下水というのが使われていくという可能性も僕は十分あると思うんだよね。だからそんなときに地下水にそういうのが混じっているんだということ自体が、やはり僕はこの場所というのが、そういう意味ではやっぱり、病院としてふさわしいのかどうか、建設するのにふさわしいのかどうかというのが、まず1つ目の問題ね。

もう1つは土壌の問題。土壌にやっぱりそれが含まれていると。ということは、そこでやはり掘削をし、そして切土をしていくという、そうすると、その土壌そのものがまた別のところに移っていくという。やっぱりそういう意味では、僕はやっぱりこのヒ素というのが見たことはありませんし、手に取ったこともありませんけれども、やっぱり今までの経験から言いましたら、やっぱり猛毒だと。この猛毒をやっぱり僕らは、やっぱりもっと真剣に考えていかなあかんのではないかなと。しかも、それが病院建設の下に出てきたという、このこと自体、やっぱりこの建設そのものが果たしていいのかどうか、?ではないかなという意味で、私はこのヒ素問題を考え続けてきました。ですので、三田と神戸の中間地点というのが、言うたら安易な考え方ではないかなという気がしました。しかも、そこからそういうことが出てきているということについて、私たちはもういっぺん真剣に考えていきたいなということを述べて、終わりにします。ありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。お席へお戻りください。

続きまして、公述人8番の方から意見陳述をしていただきたいと思いますので、公述人8番の方は公述席へ移動をお願いします。よろしいでしょうか。それでは、よろしくお願いします。

○公述人8番

こんにちは。神戸市北区藤原台から来ました、〇〇と申します。済生会病院の近くから来ました。私は土砂の事について意見を述べたいと思います。2026年6月23日、この場所で、土地収用法に基づく説明会で、済生会兵庫県病院と三田市民病院の新病院の建設工事で、大量の土砂が削り取られて、敷地内だけでの利用では収まらず、大量の土砂を運び出すことが説明されました。

今日の資料にもあると思いますが、三田市からは、その時に土砂搬出量は4万5,000立米、敷地内利用で最大限にすると、10トントラックで100台、3、4か月かかると。農繁期、営農に影響がないように、北神中央線から出すと、地元にはお話ししているということで、搬出先は事業者が決まってからになるというご説明でした。

令和8年1月15日付の三田市から神戸市に提出された開発事業審査申出書では、計画残土処分3万1,700立米と記載されており、それより搬出量が増えることになると思います。新病院候補地の土は、農業を営むための大切な資源であり、さまざまな生物の生息と農業基盤となる貴重な資源です。その土があつてこそ、緑豊かで暑さを和らげて保水し、防災にも役に立ちます。

今、新しく病院が建てられるところは、緑豊かなところで、森だけでなく、すぐく整備された田んぼに、ヒノヒカリ、コシヒカリ、山田錦を栽培しておられ、非常に丁寧に農業をされているところです。環境白書によりますと、土は、地球が長年の営みで生み出してきた貴重な資源で、種々の条件によって異なるが、単位面積当たり1年で0.01ミリメートルしか生成されないとされています。

土は、環境面から見るとさまざまな働きがあります。あらゆる物質・エネルギー循環の要となっており、植物は根より自らを支え、土の中の水分・養分を吸収し、太陽エネルギーを利用して、生存に必要なエネルギーを得ています。生物の死体や排泄物などにより、土に微生物などがあつて分解されて、再び植物により吸収されるという、生命をめぐる物質やエネルギーの大きなサイクルの要となっています。

土は、農業の基盤、工業製品の原料、水の保持などの作用があり、はげ山ではすぐに水が流れていってしまいますし、表面の土も流れていってしまいますが、森林では1時間に100ミリ近い雨を吸い込み、地下水を涵養します。水田は、1時間に200ミリ前後の雨を一時的に貯留する力があります。地球上の生物が生存を続けるために、良好な土壌環境とかは大変不可欠であり、積極的に土壌環境の保全に取り組む必要があります。

国土交通省も、グリーンインフラ推進戦略というのを決めていて、本当に緑のものをしっかりと整備していくということが大切で、2050年に向けて自然共生社会を目指すとしています。

生物多様性の保全、良好な生活環境は防災・減災、今熱中症が大変で、人の健康を害して救急車がしょっちゅう熱中症患者を運んでいるということが言われていますが、暑さ対策で、毎日のように豪雨が言われていますが、雨水を貯留するとか、温度を和らげるとか、温室効果ガスを削減するなどの効果が言われています。

皆さん、熱中症を例にとりますと、立派な病院ができて、そこまで救急車でたとえどに着いて、先生たちが一生懸命体を冷やしてくれたから健康を回復したけど、病院の外に出たら暑くてまた倒れたなんていうことがあるって、おかしいと思いませんか。

あと、開発と土砂の問題というのは、本当に環境保護と公共の安全の観点からも大切です。神戸市内でも、先ほども他の公述人からもご紹介がありましたが、大雨で調整池があつても壊れて土砂が崩れて、道路や近くの敷地に流出した事例もあります。土砂が崩れたとかいう事例は、インターネットで見たら、やっぱり川とか水路とか道路とか農地、敷地、道などに流出して、生活や事業してはるところ、農業など生産活動に影響が出たり、通行止めになったり、基準値を超えるヒ素などの有害物質が周辺に流れ出すおそれもあります。

土砂搬出の車による交通の安全、土砂による道路の周りへの粉塵の影響など、強風時の粉塵の影響も大変心配です。病院は、命や健康を守り回復するための施設であり、その土とか田んぼとか森林とか、そのような貴重な資源を失ってまで、土地収用法を適用して病院を建設するような公共性はないと考えます。現在、病院がないわけではありません。新しい病院より、今の病院のベッド数の方が多いです。先生たちは新しい病院に行かなくても、今の病院でも上手に仕事をしてもらえたらいい。わざわざ土地収用法で新しい病院を建てるような必要性、公共

性はないと考えます。

○議長

ありがとうございました。それではお席へお戻りください。

次に、公述人9番の方から意見陳述をしていただきますので、公述人9番の方、公述席へご移動をお願いいたします。よろしいでしょうか。それではよろしくお願いします。

○公述人9番

私は長田区から参りました。特に非常に先ほどの当初250億ぐらいの予算措置が今760億円まで膨らんでいるというね、すでに3倍化しているわけですよ現在。これは、先ほどの計画でいうと、さらに数年かかるわけですから、今もどんどん物価の値上がりが毎年毎年すごいわけですね。そういう中で、1,000億ぐらいになるのではないかというね、あるいはさらにそれを超えるんじゃないかという、そういう心配があるわけですね。

全国でそれがどうなっているかということについて、いくつか例を示したいと思います。全国では、そういう新築とか建て替えができなくて、計画の見直しとか、病床の規模を減らすとか、あるいはフロア階数を減らすとか、計画自体の断念の事例が広がっているわけですね。そういう状況というのは、当面収まる心配がないわけです。逆に影響はさらに広がる可能性が高いということですね。特に、病院建設とかの移転は、非常にコストや時間を要するわけですね。物価上昇とか、人件費とか、資材の高騰なども重なって、非常に厳しい。あるいは、医師の働き方改革や、今後の人件費の高騰、それから診療報酬の実質マイナス改定などの可能性を見るときに、病院あるいは医療は、非常に厳しい状況が続いているわけですね。この間。病院がある日なくなるというふうなことも、この間起こっているわけですね。そういうふうな状況の中で、黒字経営が試算されておりますけれども、2年目からは黒字になるとか言うて、言ってますけど、何を根拠にそういうふうなことをしているのか、大いに疑問です。

各地の事例として、いくつか挙げたいと思いますけれども、長田にある神戸市立西市民病院、これは358床の病院の新築移転をするということなんですが、これも当初計画340億円から605億円に倍加しております。応札が不調で、再度入札の公告中という状況ですね。足元でそういう状況です。それから、伊丹の市立伊丹病院の、近畿中央病院との統合建て替え、これについて、伊丹の病院が414床、近畿中央病院が445床。しかし、この445床は、すでに今年の3月廃院になっております。そういうふうな状況の中で、当初から事業費が277億円から745億円、これも約3倍近くなっているわけですね。病床についても、150床ぐらい減らすという状況になっているわけですね。それから、千葉県の船橋市立医療センター。これについては、当初500床を結局400床に縮小して、見直しを現在検討中という状況で、見通しがまだ明らかになっていない。それから、広島市の新病院統合再編計画。これについては、当初病床が1,000床を859床に縮小し、しかもフロアについても16階から11階建てに縮小するというふうなことで、概算事業費は1,400億というふうなことが言われております。

これは医療機関の事例ですけれども、さらに、これは皆さんもご存じだと思いますが、東京の中野区の中野サンプラザ再開発計画が白紙になって、1年余り。一等地なので、今後どうなるか見通しが立たない。あるいは新宿駅の南口の再開発も先行き不透明。既存ビルの解体は進んでいるが、新しいビルの完成時期は未定というね、そういう状況になっている。それから、新幹線でも見えますけれど、名古屋駅の前にある名鉄百貨店については、この2月に71年の歴史に幕を下ろしました。ビルを解体するのかどうかというふうなことを含めて、10年以上かけて31階の超高層ビルを建設する予定でしたけども、結局、このビルの解体を含めてスケジュールはすべて未定になっていて、現在まだ取り壊しも進んでおりませんから、あのでっかいビル

がですね、少なくとも地上階についてはがらんどろになっているということですね。こういうふうな日本経済を支えてきた大規模再開発自体が全国各地で行き詰まってきたという、そういう状況が、NHKのドキュメンタリーなどでも、もうずっと紹介をされています。それぞれの自治体における、そういう計画についてどのように考えているかということになると、アンケートによる回答では、7割が計画の見直しとか、中止・中断を迫られているというふうに回答しているわけですね。

結局、先ほども言いましたが、大規模再開発が行き詰まっている最大の理由は、建設資材の価格上昇と人件費の上昇です。そして今春は、中東情勢の影響で、塗料など石油関連資材の確保が難しくなってきたこともあります。

日本は、人口当たりの医師数が世界でも低水準で、もともと医療提供体制が不足している国です。ところが今の政権は、地域医療構想による病床削減を推進しておりまして、25年の段階で、今の政府は、医療費の4兆円削減に向けた病床11万床削減を進めようとしております。国の社会保障予算を削減するために、医療提供体制を切り捨てる改革をしております。

今回示した新たな病院削減計画についても、これまでの路線の強化・拡大をねらうものと言えます。最近、厚生労働省が発表した新しい地域医療構想策定ガイドラインにおいては、各地の病院を統廃合して病床を大幅削減する方針を自治体に示していることが明らかになりました。

ガイドラインについては、高齢者のピークとされる2040年に向けて、手術などの高度医療を担う急性期拠点機能を持つ病院を、人口20、30万当たり1か所というふうなことで、集約化するように指示をしております。

こういうふうな中で、この方針どおりに医療体制の見直しが行われれば、中小都市においては複数ある病院が1か所に統合されることになるということですね。しかも、この計画の中では、高度急性期と急性期、それから慢性期とともに、新たに包括期という新しい区分を設けて4つに分類をしているんですね。これまで回復期とかいうふうなね、ありましたけれど、それらも含めて包括期の中に一本化しようという狙いだと思います。そのことによって、25年時点で16万床ある高度急性期の病床が、40年には13万4千床にするということ。それから、現在50万床の急性期病床は、40年には24万床と半分以上に減らすという、そういう方向を示しているわけですね。そうするとね、包括期の中には、新たに高齢者の救急をそこに持っていこうということになるので、今度の済生会再編統合の病院の機能としては、当然、高度急性期を中心にした機能を持たせるということになっていますから、当然、高齢者であっても高度急性期に対応するような病気であれば、そこに入ることができると思うんですが、包括期に高齢者の救急を入れるということになると、当然、新しい済生病院には収容されなくなるということですね。しかも、当然、そういう包括期という区分は、病院の医師とかレベルも含めてですね、当然、機能が高度急性期などと比べれば下がってくるわけですね。そういうふうなことになる、高齢者の救急の質そのものが引き下げられるという、そういうことになって、早く亡くなってくださいというふうなことになるかもしれない。そういう危険な状況に、今、国のほうは進めようとしているということです。

そういう意味では、この地域の新たな地域医療構想に基づく病床削減について、なんとしても私どもは反対をしていきたいし、高齢者を含め、これからまだまだ高齢者は40年まで増え続けるわけですからね、そういう中での救急・高度急性期の患者さんについて、あらかじめ入口をシャットアウトするというね、そういうふうな計画が今狙われていると。それに、新しい新病院についても、そういうその一端を担うという、そういうことになるのではないかと思います。そういう意味では、これまでの路線を強化拡大する、こういうふうな計画については私どもはどうしてもやめていただきたいと思います。

しかも、先ほどありましたように、土地収用法で取得したにもかかわらず、長いこと病院の

建設が進まないような事態になれば、農業もできない、病院もできない、そういうふうなことで荒れ地になってしまいそうです。そういうふうなことも考えられますので、土地収用法による土地の取得をすることはやめて、これまでどおり農業が続けられる土地にすることを強く求めたいと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、お席の方にお戻りください。

次に公述人10番の方から意見陳述をいただきたいと思いますので、公述人10番の方は公述席へ移動をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それではよろしくお願いいたします。

○公述人10番

私は西宮から来ました〇〇といいます。今日の三田市さんの説明で、3ページかな、統合による効果4点ほどあがっていましたが、私は統合によるデメリットが2つあると思うんです。1つは自然環境の破壊、2つは市民が利用できなくなる、この2点があると思います。

この自然環境の破壊については、既に多くの危惧が指摘されています。とりわけ、ここは緑豊かな農村地帯ですよ。そんなところにコンクリートの病院を作っているかということですよ。先日、千葉市でも千葉県でも大きな洪水被害がありました。コンクリートの都市の危険性を改めて感じています。地球温暖化も年々ひどくなっています。命と健康を守る病院が、そんなことを助長しているかということをおね、まず私思うんです。三田市さんは、今の候補地にした大きな理由は交通アクセスが良いということらしいですけども、そんなことはないですよ。

ご承知のとおり、新病院は北神・三田地域の急性期医療の確保を目的として、三田市民病院と済生会病院を統合するものです。したがって、私もそうですけども、西宮市民の北部の住民は済生会病院を利用していたので、私たちも、この新しい病院をおね、もしできたら、利用することになると思いますけども、そうすると、これまで以上に行きにくい、利用ができない、そんな声がいっぱいあるんですよ。

今の済生会病院には車で行くか、あるいはバスなんかで神鉄岡場駅まで行って、病院のシャトルバスで行く、そういう方法があると思うんですけども、三田市さんは、新病院も岡場からシャトルバスを出すので大丈夫やと言ってはるんですけども、大丈夫じゃないですよ。とんでもない話なんです。岡場から今の病院まで行くんやったらシャトルバスで10分ぐらいですぐ着くんですけど、新しい病院になれば、三田市さんの説明でも20分はかかるということなんです。

西宮の北部の例で言ったら、神戸市北区の方もそうだと思いますけど、今でも自分の家から岡場の駅まで行くのに苦労している、ものすごく随分多いんですよ。やっとなら岡場についたかなと思ったら、今度は病院がもっと先になってしまっていると。しんどくてたまらないわけですよ。元気な人は病院にあまり行かないんですよ。みんな病気やけがで体が大変なんですよ。私は西宮に住んでますんで、西宮市とかいろいろ聞いているんですけども、例えば、西宮市山口町で岡場行くのにバス停まで15分か20分かもっとかかるかな、歩いて行くと。バスの便言うのは路線が決まっていますからね。自分の家の前にバス停があるわけじゃないですからね。みんな行かなあかんわけですよ。そこからバスに乗って行くわけですよ。そやけど、ここら辺、山ですよ、みんなどこもね。バス停まで行くの行きが下りやからええんですよ。帰りはね、上りになるから、そんなとこね、登って帰られへんわけですよ。しゃあないから、歩いて帰られへんから、病院からタクシーで帰るというわけね。今やったら3,000円ぐらいで行ける

わけですよ。これが長尾町宅原になったら、3,000円じゃききませんよね。そんなところから、タクシーで帰られへんですよ。そやから病院には行けんよと言っているんですよ。

ここはまだ比較的岡場に近い西宮市山口町なんですけども、そこからもうちちょっと東に行きますと、名塩赤坂とか、それから名塩美山とかいう地域があつて、そこに隣接して、神戸市北区道場町、生野高原という地域もあるんですよ。ここからの地域も岡場のバス停まで行くのに、2、3キロはあるかなという感じですよ。ここも当然平坦ではないんですよ。この辺りいったら、気象条件さえ良かったら眼下に雲海が見えるんですよ。そんなところですよ。別にポツンと一軒家ではなくて、住宅地なんですよ、立派なね。何百軒も家があるところなんです。そんなところから、コミュニティバスとか、いろんなものを使ってですね、バス停まで出てきて、苦労して岡場まで来ているのに、さあ岡場に着いたら、今度はそこからさらに新病院が遠くなっていると。とても行けない言うて、この間も私のところにメールしてくれはった人がいました。

車で行く人も当然、そんな条件で増えると思うんですよ。家族の人とかに運転してもらて。今岡場のこと言ってますけども、この新病院の候補地の地図みてもわかるように、先ほど誰かも言っておられましたけど、特に山口のこの方面の人とか名塩の方面の人は、国道176号線を使って、宅原口の交差点を左折して、市道宅原線を通っていくのが便利なんでね、利用する人が非常に増えると思うんですね。これはもう目に見えていると思います。北区の人もたぶんここを利用する人がだいぶ多いと思います。

しかしね、宅原口の交差点を左折したらね、そこに、この先道狭し危険、という看板が立っているんですよ。そんな看板が、今でも狭くて危険って書いてある道路ですよ。そこに病院ができるんやから、当然広げるやろなと思ってたんですけど、今日見ても、病院の前の道路しか広げる計画になっていないんですよ。三田市も神戸市もせやから今のところ広げる計画はないということですけど、これやったら車で病院行くのも大変ですよ。さっきも話出ていましたけど、当然この道は地元の人が利用されている訳ですよ。で、場所が場所ですから農耕用のトラクターなども通っているわけですよ。そこで病院を利用する人が押し寄せてくるわけですから、地元の人にとっても非常に危険だ、そういうふうなことになると思うんです。

患者も利用できないし、行く事もできひん。そんなところに病院をつくっても、北神三田地域の急性期医療を守ることができないと思うんですよ。患者も市民も利用できひんのですからね。そんなんで、急性期医療を守ることができひんと思うんですよ。そやからこういう患者や市民が行くのに困難な場所に市民病院を作る計画というのは、一旦見直してほしい、中止してほしいというふうに思います。

土地収用法というのは、第一条、第二条にも規定していますが、公共の利益となる事業に必要な土地の収用を目的としているものなんですよ。三田市さんは、さっき説明されましたけども、この事業で失われる利益が少なく、得られる利益が大きいから、公益性があるんだということなんですけど、私は、この事業については、自然環境を破壊し、地元住民も利用できない、利用しにくい病院になるという。そういうふうに、公共性がない、公益性がない、公共の利益につながらないものではないかと思うんです。ですから、土地収用法による事業認定はしないようお願いしたいと思います。自然を破壊して、住民が利用できないような病院をつくる。こんなばかげた計画だけは絶対に、認定してほしくないということをお願いして、私の公述を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。お席の方にお戻りください。

それでは、最後、公述人11番の方から意見陳述をしていただきたいと思いますので、公述人

11番の方は、公述席へ移動をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それではよろしくお願いいたします。

○公述人11番

西宮の北部から参りました。〇〇といいます。先ほど7番で発言された方と重なることはたくさんあるのですが、私は新病院の建設予定地の環境問題について、2つ意見を述べます。

1つは、予定地の地下水試掘検査で、ヒ素が基準値を超えて確認されたことについてです。先ほどの方もおっしゃいましたが、私も、過去のヒ素に関する事件・事故については、和歌山の毒物カレー事件、それから森永ヒ素ミルク事件が強く心に残っています。和歌山では、急性ヒ素中毒で死亡者が出、森永ヒ素ミルク事件では、130人の方が死亡し、乳幼児を中心に1万人以上の方が急性・慢性のヒ素中毒になり、脳性麻痺や発達障害などの強い後遺症が今でも残っている痛ましい事件です。

ヒ素というのは、地球上の土や水など、自然界に広く存在する元素で、強い毒性を持つものです。火山活動や鉱物の風化などの自然現象により、身の回りの環境や食べ物にも微量に含まれています。健康への影響としては、激しい嘔吐、下痢、腹痛など、慢性の場合は神経障害、手足のしびれなどを起こします。そして、過去の教訓から、日本では、水質汚濁防止法や土壌汚染対策法などにより、厳しい基準があり、健康被害が出ないように管理されています。

ここからが今回の問題に関わってきますが、身の回りで注意すべき汚染のサインは1つ、過去にクリーニング店、メッキ工場、ガソリンスタンド、薬品工場、農地、これは古い農薬の使用によることらしいですが、だった場合には汚染リスクが高まる事。

それから2つに、近くでトンネル掘削や大規模な宅地造成がある場合、地下に眠っていた自然由来のヒ素などの重金属が、地下水に溶け出すことがあるようです。

今回の宅原で発見されたヒ素は、このサインではありませんか。そして、これは、ボーリング結果から分かった小規模な結果ではなく、予定地全体に広がっているのではないかと考えるを得ません。

これは、この原稿には考えてなかったんですが、先ほどの三田の方の説明を伺って、あれおかしいというふうに思いましたので、付け加えて発言をさせていただきます。先ほど入口でいただいた資料の13ページに、環境に対する影響への配慮というところで、工事における配慮、地下水および土壌調査において、環境基準不適合のヒ素が検出された地点があることから、切土を行う際は、基準適合の確認を行い、適切に対応を行います。(ヒ素は自然由来のもの)と書いてありました。さらっと書いてあったし、さらっと発言されたので、自然由来のものだから大丈夫だというふうに、私には聞こえました。

どうして自然由来のものだと言えるのですか。それは大丈夫だと言えるのですか。広い敷地の中で、どれだけボーリング調査をしたのですかということが、説明を伺いながら、とても聞きたかったです。

これも言う予定にはなかったんですが、私が調べたところによると、土壌汚染の原因には、自然由来のものと人工由来のヒ素のものがあるようです。炭素原子を含む有機ヒ素は、魚介類に含まれ、比較的弱く、体内に吸収されても速やかに排出される。ところが、炭素原子を含まない無機ヒ素は、地殻や火山活動の自然由来で、非常に強い毒性があり、体内に吸収されやすく、細胞のエネルギー代謝を阻害します。急性中毒やがんを発症します、というふうにあります。違うと思いながら先ほどの説明を伺いました。

そして何より重要なことですが、代表的な汚染物質、ヒ素、鉛、水銀、六価クロム、カドミウム、フッ素などは重金属類であり、これらは揮発性物質と違って、微生物などで分解されることはありません。自然分解されないのですから、対策しない限り、半永久的に残り続けるの

です。こんな土地は、病院予定地としては最も適さない土地ではないでしょうか。

もう1つは、高低差20メートルの土地を盛土・切土で開発するという計画です。切土というのは高い土地を削る、盛土というのは低い土地に土砂を足すという造成工事です。一見、便利で合理的なように思えますが、予定地の場合は、3万1,700立方メートルの土砂を搬出。これは、毎日10トントラックで100台もの土を運び出しても、半年ぐらいかかる土砂量です。もちろん、残土も残ります。先ほど報告した環境汚染物質を含む残土をどうするか、まだ決まっていないということだそうですが、固めるまでの一定期間、この土地に置かれることになり、周辺田畑や川や、水路などへの影響は甚大です。大雨や強風などで流出したり、土砂崩れも考えられます。環境汚染物質を予定地及び周りの田畑に広げることになり、先ほど農業をやっておられた方がおっしゃいましたが、大事な大事な畑が、田んぼが取り返しがつきません。私は、ちょうど1年ほど前、予定地に伺い、現地を見ましたが、整理された田んぼが広がり、青々とした稲が育っていました。用水路の水は澄んで流れており、何人かの農家の方が働いておられ、この地域にも負けないような美しい農村風景でした。食料自給率が38%しかない国で、国民の主食を担うこの地域を壊すのは、なんと馬鹿な施策だろうと強く思いました。以上の理由で、新病院建設のため、土地収用法の事業認定には反対いたします。終わりです。

○議長

ありがとうございました。それではお席にお戻りください。

ただいまの公述をもちまして、本日本日予定しておりましたすべての意見陳述は終了いたしました。本日は公述人の皆様、起業者の方から広くご意見を聞かせていただきました。また会場の皆様のご協力によりまして、円滑な進行ができましたこと感謝申し上げます。

以上をもちまして、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業並びにこれに伴う附帯工事に関する事業認定申請に係る公聴会を終了いたします。退場される際は、お忘れ物のないよう、またお手持ちの整理券、傍聴券を会場出入口にあります回収箱にお返しくださいますよう、お願いをいたします。お気を付けてお帰りください。本日はどうもありがとうございました。

令和8年8月25日（火曜日）16時43分 閉会